

仕 様 書

I. 概 要

1. 業 務 名 利根川下流総合管理所衛生設備保守点検業務
2. 業務場所 茨城県稲敷市上之島 3 1 1 2
利根川下流総合管理所及び新利根河口水閘門機場
千葉県香取市北 3 - 1 3 - 3 佐原宿舎
3. 業務期間 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 1 6 日まで
4. 提出書類 写真（作業前、作業後） 1 部
点検結果報告書等 1 式

II. 業務対象施設①（浄化槽）

1. 処理施設名 利根川下流総合管理所（合併処理浄化槽 1 基）

2. 浄化槽

- ①設置場所 茨城県稲敷市上之島 3 1 1 2
- ②処理方式 合併処理浄化槽 接触ばっ気方式
- ③規 模 7 0 人槽（1 4 m³／日）
- ④メーカー フジクリーン
- ⑤型 式 P T

3. 保守点検内容

- ①定期保守点検 4 回／年

浄化槽法第 8 条及び第 1 0 条の保守点検を実施すること。

- ②浄化槽用薬液注入装置点検 4 回／年

薬液装置の作動状況を目視により確認し、作動状況を担当職員に報告し、異常箇所・消耗品等の交換が必要となった場合は、担当職員と協議のうえ維持補修を実施することとする。これにより、発生した経費は、精算変更の対象とする。

- ③公立水質分析項目 1 回／年

1. BOD 2. SS 3. PH 値 4. 大腸菌群数 5. 窒素(T-N)
6. りん(T-P)

- ④水質検査項目 4 回／年

各都道府県の指定する水質検査（浄化槽法 1 1 条検査）を考慮し、1. 色相
2. 水温 3. PH 値 4. 透視度 5. 残留塩素 とする。

- ⑤薬剤投与、消耗品補充・交換 都度／年

1. 塩素消毒薬（1 4 kg） 2. V ベルト 3. ヒューズ類 4. ウェス

5. パイロットランプ 6. オイル

⑥浄化槽清掃 1回以上／年

浄化槽法第9条及び第10条の清掃を実施すること。

⑦汚泥引抜数量 6 m³

数量について精算対象とする。但し、見積時と精算時の単価の変更は行わない。

また、汚泥引抜量については、作業実施後に数量が明らかとなるよう受注者に示すこと。

⑧業務内容の報告について

①～⑦の業務を実施した場合は、保守点検カード等（法令または条例で指定のある場合は、指定様式）を作成し、実施後速やかに担当者の確認を受けるものとする。

Ⅲ. 業務対象施設②（浄化槽）

1. 処理施設名 新利根河口水閘門機場（単独処理浄化槽 1基）

2. 浄化槽

①設置場所 茨城県稲敷市上之島 3 1 1 2

②処理方式 単独処理浄化槽 分離接触ばっ気方式

③規 模 7人槽

④メーカー フジクリーン

⑤型 式 E P

3. 保守点検内容

①定期保守点検 3回／年

浄化槽法第8条及び第10条の保守点検を実施すること。

②公立水質分析項目 1回／年

1. BOD 2. 窒素(T-N) 3. リン(T-P)

③水質検査項目 3回／年

各都道府県の指定する水質検査（浄化槽法11条検査）を考慮し、1. 色相

2. 水温 3. PH値 4. 透視度 5. 残留塩素 とする。

④薬剤投与、消耗品補充・交換 都度／年

1. 塩素消毒薬(1kg) 2. フィルター 3. ウェス

⑤浄化槽清掃 1回以上／年

⑥汚泥引抜数量 2 m³

数量について精算対象とする。但し、見積時と精算時の単価の変更は行わない。

また、汚泥引抜量については、作業実施後に数量が明らかとなるよう受注者に示すこと。

⑦業務内容の報告について

①～⑥の業務を実施した場合は、保守点検カード等（法令又は条例で指定のある場合は、指定様式）を作成し、実施後速やかに担当者の確認を受けるものとする。

IV. 業務対象施設③（受水槽）

1. 処理施設名 利根川下流総合管理所（耐震型パネル水槽 1基）

2. 受水槽

①設置場所 茨城県稲敷市上之島 3 1 1 2

②規 模 8 m³

③受水槽 (株)ブリヂストン

スーパーウォータータンク E型 SET-7 (2.0×2.0×2.0)

④給水ポンプユニット (株)テラルキョクトウ AX-65PCL403-52.2W

3. 保守点検内容

①清掃作業 1回/年

清掃及び消毒作業を実施する。

②水質検査項目 1回/年

別紙に掲げる 11 項目の水質検査を実施する。

③給水ポンプ点検 1回/年

④業務内容の報告について

①～③の業務を実施した場合は、報告書を作成し、実施後速やかに担当者の確認を受けるものとする。なお、修繕が必要な場合は、その対策について担当者に報告することとし、発注者が必要と認めた場合は設計変更の対象とする。

V. 業務対象施設④（受水槽）

1. 処理施設名 佐原宿舎（耐震型パネル水槽 1基）

2. 受水槽

①設置場所 千葉県香取市北 3-1 3-3

②規 模 7.5 m³

③受水槽 (株)ブリヂストン

スーパーウォータータンク E型 SET-7 (1.5×2.5×2.0)

④給水ポンプユニット (株)荏原製作所 50UNPMD52.2

3. 保守点検内容

①清掃作業 1回/年

清掃及び消毒作業を実施する。

②水質検査項目 1回/年

別紙に掲げる 11 項目の水質検査を実施する。

③給水ポンプ点検 1回/年

④業務内容の報告について

①～③の業務を実施した場合は、報告書を作成し、実施後速やかに担当者の確認を受けるものとする。なお、修繕が必要な場合は、その対策について担当者に報告

することとし、発注者が必要と認めた場合は設計変更の対象とする。

水質検査項目

別紙

水質検査項目

利根川下流総合管理所		準簡易専用水道
	試験項目	基準値
1	一般細菌	100個/ml以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下
4	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下
5	塩化物イオン	200mg/l以下
6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下
7	PH値	5.8～8.6
8	味	異常でないこと
9	臭気	異常でないこと
10	色度	5度以下
11	濁度	2度以下

佐原宿舎		小規模受水槽
	試験項目	基準値
1	一般細菌	100個/ml以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下
4	塩化物イオン	200mg/l以下
5	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下
6	PH値	5.8～8.6
7	味	異常でないこと
8	臭気	異常でないこと
9	色度	5度以下
10	濁度	2度以下